

令和5年11月

お客様各位

のぞみ信用組合

インボイス制度に伴う当組合の対応について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されました。当組合は適格請求書発行事業者として、インボイス制度への対応を下記の通りとさせていただきます。

尚、インボイス制度の詳細については、国税庁のWebサイトをご覧ください。顧問税理士等にご相談ください。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

のぞみ信用組合：T1120005002350

2. 当組合のインボイス対応について

取引の内容	インボイス対応
①営業店窓口にてお支払いいただく各種手数料取引	現在発行している領収書等をインボイス対応様式で交付いたします。 ※お客様が変更前の振込依頼書等の用紙をお持ちの場合は、制度開始以降はインボイス対応様式に変更した振込依頼書等の用紙をご利用いただきますようお願いいたします。
②口座振替等でお支払いいただく手数料取引	・ <u>制度開始前にご契約いただいたお客様</u> 不足事項を記載した通知書を郵送にて送付し、当該通知書と通帳等（取引年月日）によりインボイスとさせていただきます。 ・ <u>制度開始後にご契約いただいたお客様</u> インボイス対応様式に変更した申込書等のお客様控および通帳等（取引年月日）によりインボイスとさせていただきます。

取引の内容	インボイス対応
③ 郵送やメールで送付している領収書等	交付する領収書等をインボイス対応様式で交付いたします。
④ インターネットバンキング利用に係る手数料取引	・ <u>月額利用手数料</u> 上記②と同様の対応とさせていただきます。
	・ <u>振込手数料等</u> 所定の申込書にてご希望の期間に応じたインボイスを発行いたします。
⑤ A T Mでのお取引	A T Mのご利用後に交付しております「ご利用明細」の様式は、従来と変更はございません。 ※ A T Mでのお取引に関しましては、「3万円未満の自動サービス機特例」によりインボイスの交付が免除されておりますので「ご利用明細」の様式変更はございません。

ご不明な点がございましたら、お取引店舗または営業担当者までお問合せ下さい。

以 上